

第1回加古川市かわまちづくり協議会 次第

【配布資料】

(資料1)出席者名簿

(資料2)加古川市かわまちづくり協議会設置要綱

(資料3)加古川河川敷を活かした新たな賑わいづくり基本方針等

(資料4)加古川市かわまちづくり計画策定スケジュール

(資料5)現在の取組状況関連資料

(参考)かわまちづくり計画の作成等(手引き抜粋)、かわまちづくり計画登録申請書(様式)等

1 加古川市かわまちづくり協議会について

2 かわまちづくり計画の概要

3 今後の進め方について

4 実行委員会の設置について

5 その他

第1回 加古川市かわまちづくり協議会 出席者名簿

と き：令和3年6月4日（金）10時00～
と ころ：加古川市立勤労会館3階302会議室

氏 名	所 属	備 考
岡田 康裕	加古川市長	議 長
山田 拓也	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	
岸本 敏和	加古川市町内会連合会長	
釜谷 和明	加古川商工会議所会頭	
武田 重昭	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科准教授	
小川 佳宏	兵庫県東播磨県民局長	オブザーバ

加古川市かわまちづくり協議会設置要綱

(設置の目的)

第1条 地域のさまざまな主体と協働して、かわとまちとが一体となった魅力的な水辺空間を形成し、新たな人の流れと賑わいを創出する「かわまちづくり」について協議するため、加古川市かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) かわまちづくり計画に関すること。
- (2) かわまちづくり計画に基づく事業に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行の日から令和5年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、任期を延長することができる。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、市長が務める。

- 2 議長は、協議会を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 前項の規定に関わらず、議長がやむを得ない理由があると認める場合は、書面により会議を開くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員のほかにアドバイザーを置くことができる。
- 5 議長は、必要に応じ、アドバイザーに対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実行委員会)

第7条 協議会には、必要に応じ、専門の事項について検討を行うため、実行委員会を設置することができる。

- 2 実行委員会に属する委員は、議長が指名する。

(報償費等)

第8条 市は、協議会の委員及び実行委員会の委員に対し、報償費及び費用弁償として旅費を支給することができる。

2 協議会の委員及び実行委員会の委員以外の者が、協議会又は実行委員会に出席した場合は、報償費及び費用弁償として旅費を支給することができる。

3 報償費の額は、日額9,000円とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、加古川市市民協働部市民活動推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

1. 加古川河川敷を活かした新たな賑わいづくりの基本的な考え方

加古川駅から歩いて行ける河川空間を、「ひと」がやすらぎ「まち」がにぎわい「自然」で憩える“ウェルネス都市加古川”の快適拠点として整備し、回遊性ネットワークとして形成します。

その時々で唯一無二の流れを見せる加古川。川面を眺め風に吹かれながらの出会い、楽しみ、発見がある新たな日常空間を市民と共有していきます。

かわまちづくりの実現にあたっては、河川管理者である国土交通省と本市が連携するとともに、兵庫県や民間事業者、地域住民、市民活動団体との役割分担と“協働”のもとに取組を推進していきます。

2. 加古川河川敷を活かした新たな賑わいづくりによって期待される効果

①住みたくなるまち

- ・加古川駅周辺整備の一環として回遊性と一体性をもった魅力的な都市拠点の形成
- ・駅周辺地区の居住空間としての魅力の向上
- ・潤いと憩いを感じられる河川空間での市民のウェルネス活動の促進

②遊びに行きたくなるまち

- ・新たなオープンスペースの形成による日常的なまちの賑わいの創出
- ・アクセスの良さとロケーションを活かした新たな観光拠点の創造

③安全・安心なまち

- ・盛土によって河川堤防が強化されることによる災害時における安全性の向上

○ハード事業の例

〔河川空間〕

- ・堤防（階段）の整備
- ・広場整形
- ・駐車場の整備
- ・親水護岸（階段状）の整備

〔堤防上〕

- ・市道新加古川左岸線沿いの堤防部分に新たな賑わい空間の形成
- ・河川空間へのアクセスの確保
- ・加古川駅からの回遊導線確保のための案内表示板等の整備
- ・店舗エリアにおけるコミュニティスペースの設置
- ・景観に配慮したトイレの設置
- ・潤いと憩いを感じられる緑地の整備



○ソフト事業の例

〔加古川市・事業者・市民・学生…〕

- ・かわとまちのネットワークの形成による都市拠点機能の強化
- ・既存の公認マラソンコース（みなもロード）を活用した事業との連携
- ・既存のサイクリングコースを活用した事業の実施
- ・市民の健康活動やレクリエーション、スポーツアクティビティ利用の促進
- ・多様な実施主体によるイベント利用の促進
- ・加古川市協働のまちづくり推進事業補助金による各種イベント事業
- ・ミズベリング・プロジェクト（「ミズべで乾杯」ほか）関連事業の実施



○加古川河川敷における関連事業

- ・加古川マラソン大会
- ・加古川ツーデーマーチ

- ☑ カフェやショップ、朝市でのんびりな時間を過ごす
- ☑ コミュニティスペースで新たな出会い・発見を
- ☑ サイクルステーションやランナーステーションなどを整備。スポーツアクティビティを推進
- ☑ 堤防法面の階段は観客席にも。河川敷のステージイベントや野外映画祭を開催
- ☑ 花と緑があふれる四季折々の癒し空間へ
- ☑ きれいなトイレは観光地の必須アイテム

○加古川河川敷を活かした新たな賑わいづくりの進め方

- ・加古川市かわまちづくり協議会の設置
- ・シンポジウム「川（かわ）った未来を考えてみよう！ in 加古川」の開催
- ・（仮称）加古川市かわまちづくりワークショップの開催
- ・市民からのアイデア募集（Decidim）、意見収集（市民活動団体・公園利用者へのアンケート等）

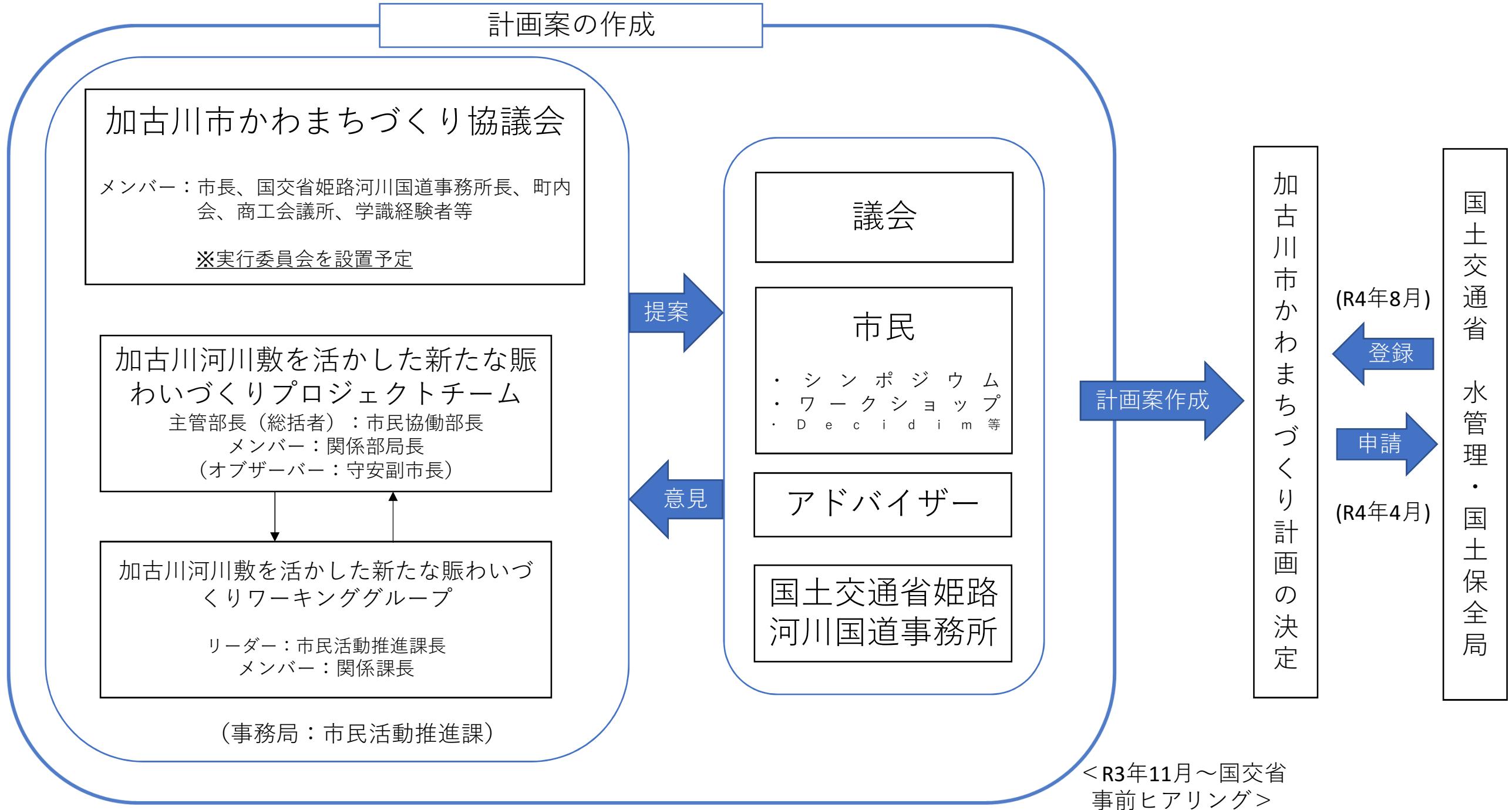
市民、事業者、有識者、行政など多彩なメンバーで構成し、協働によるまちづくり・空間づくりを進めていきます

○関連計画

- ・加古川市総合計画（令和3年3月）令和3～8年度
- ・第2期加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）令和3～8年度
- ・加古川市都市計画マスタープラン（平成29年4月）
- ・第2次加古川市観光まちづくり戦略（令和2年3月）令和2～6年度

- ・加古川駅周辺地区まちづくり構想（令和2年6月）
- ・加古川市自転車活用推進計画（令和2年12月）
- ・加古川市自転車利用環境整備計画（平成30年8月）
- ・加古川市緑の基本計画（平成27年1月）

加古川河川敷を活かした新たな賑わいづくり推進体制



「加古川市かわまちづくり計画」策定スケジュール

	R2(2020)			R3(2021)年度												R4(2022)年度												R5	R6	R7	R8					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)					
【かわまちづくり計画の策定】 国交省の「かわまちづくり支援制度」に基づく計画。国交省と市で策定。																																				
【かわまちづくり協議会】 地域の代表、有識者、関係する機関や団体の代表者等で構成。			● 懇話会	■ 設置		● 協議会①						● 協議会②				● 協議会③							● 協議会④							● 協議会⑤						
【庁内プロジェクトチーム及びワーキング】 庁内の関係部長及び関係課長で構成。かわまちづくり計画に関する事項を検討。	■ 設置	◆ P T ①	◆ W G ①		◆ W G ②	◆ P T ②		視察				◆ P T ③				◆ P T ④							◆ P T ⑤							◆ P T ⑥						
【シンポジウム】 市民を対象。かわまちづくりの機運の醸成を図る。						募集 → 開催																														
【ワークショップ】 市民を対象。河川敷の活用策や維持管理等について検討・意見交換を行う。						募集 → WS① 7~8月						募集 → WS② 10~11月																								
【Decidim、公園利用者の意見収集】						D アイデア募集 → 公園利用者の意見						D 意見募集																								
【協働のまちづくり推進事業補助金交付事業(ミズベリング)】別添No.とリンク						市民団体等によるイベント実施・アンケート調査										各種ソフト事業の実施																				
						①②						③④⑤⑥⑦⑧ ⑨																								

いよいよプロジェクトが始動！

かわまちづくり

～川で憩い、時々ワクワク～

- ・スポーツイベント
- ・音楽フェスティバル
- ・大道芸
- ・マルシェ など！

イベント開催予定
をチェック!!あなたのアイデアが
実現するかも！河川敷の新たなにぎわいづくりに
アイデアを出し合おう！

オンライン上で意見を交わす「加古川市版Decidim」
への参加者を募集します。

参加はコチラから →
期間 6/1～7/9



問合せ先：政策企画課(427・9113)

もっと楽しく、にぎやかなまちに！

さわやかな緑と風が心地いい河川敷から

ワクワクする取組がいよいよスタート！

さあ、一緒に加古川の未来づくりを楽しもう！

シンポジウム

「川(かわ)った未来を
考えてみよう！ in加古川」

加古川市が目指す河川敷の活用について夢やアイデア
を出し合うことを目的にシンポジウムを開催します！
・「かわ」の魅力や活用方法の講演・実際に河川敷を歩
いてみよう！・アイデアの共有 など

6/27(日) 13:30～ 定員100人 無料

加古川総合保健センターウェルネージホール(JR加古川駅北側)

6月18日(金)までに
はがき、FAX、HP、Mailなどで事前申込

くわしくはコチラから →



問合せ先：市民活動推進課(427・9764)

新婚さんの

新生活を応援!!

加古川市では、新生活をスタートする新婚世帯の皆さんを応援するため、新居の購入費や家賃、引っ越し費用を補助します。

引っ越し

家賃

住宅購入

最大 **30万円** を補助!!



チェック

以下のすべての要件を満たす方

- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に結婚した夫婦
- 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- 令和2年中の夫婦の合計所得が400万円未満
- 夫婦ともに市内に住民登録があり、うち少なくとも1人が新居の住所地に住民登録をしている
- 夫婦のどちらにも市税の滞納がない
- 過去にこの事業の補助金の交付を受けたことがない
- 他の公的制度で家賃補助を受けていない
- 申請から2年以上、市内に居住する意思がある

申請受付：6/1～

問合せ先：こども政策課(427-9251)

くわしくはコチラ→



加古川市は子育ても応援！

保護者の方の負担を軽減します！

NEW

新生児の聴覚検査費を助成

早期発見につながるよう検査費用を助成し、子どもの発達をサポートします。



問合せ
育児保健課
(427-9216)



くわしくはコチラ

保育士や看護師がケア 病児保育

6ヶ月～小学6年生の子どもを預かります。
※利用には事前登録が必要。



問合せ
幼児保育課
(427-9148)



くわしくはコチラ

NEW

「したい」を応援！ 無料託児サービス

市内在住の6カ月～就学前の子どもが対象。

加古川駅南子育てプラザ
東加古川子育てプラザ



問合せ
加古川駅南
子育てプラザ
(455-7663)



くわしくはコチラ

NEW

申込み受付中！ 見守りサービス 新小学1年生無料

1,475台の見守りカメラ
付近の通過履歴をアプリで
確認できます。

もうすぐ帰ってくるわ。



問合せ
生活安全課
(427-9760)



くわしくはコチラ



かわまちづくりプロジェクト

シンポジウム

川った未来を 考えてみよう!

in 加古川

とき **6.27(日)**
13:30~16:00

ところ 加古川総合保健センター
ウェルネージホール

※ 来場は公共交通機関をご利用ください。

定員 **100人**(抽選)

参加費 **無料**



1 講演

内容：「かわ」の魅力や活用方法など

講師：ミスベリング
プロジェクトディレクター 岩本唯史 氏



2 「加古川市が目指す“かわまちづくり”」の説明

加古川河川敷の新しいカタチやこれから
予定されているイベントなどを紹介

スポーツ マルシェ
音楽フェス 大道芸 など!

3 河川敷散策（※雨天中止） & 「河川敷でやりたいこと」のアイデアの出し合い

みんなで緑いっぱいの河川敷を散歩し、楽しいアイデアを自由に描いてみよう!



問合せ

加古川市 市民活動推進課

TEL 079-427-9764

FAX 079-441-7161

MAIL kyodo@city.kakogawa.lg.jp

申込方法

郵送、FAX、Eメール、市ホームページ申込フォーム、
市民活動推進課Facebookページ
「かこっぴやるっぴ」で、① 氏名 ② 住所 ③ 連絡先を、
市民活動推進課(〒675-8501)へ。

6月18日(金)まで

申込みはコチラ



※注意事項※ 新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願い致します。

加古川河川敷を活かした令和3年度加古川市協働のまちづくり推進事業一覧



No.	団体名	事業名	事業内容	予定時期
1	加古川ジュニアソフトボール連盟	親子で あ・そ・ぼ！ー「投げる」「打つ」ボール遊びー	小学校低学年までの児童とその保護者を対象に、「投げる」「打つ」の体験を通して親子でソフトボールを楽しめるイベントを開催する。	6/12
2	一般社団法人きずな	加古川河川敷大道芸フェスティバル	大道芸のパフォーマーが競う大道芸大会と、著名人によるストリートパフォーマンスを開催する。また、同時に飲食ブースも出店する。	6/26
3	がんばろう加古川実行委員会	夏祭り～加古川～	地産地消のPRを兼ね、地元飲食店による飲食ブースが多数出店するイベントを開催する。また、ソロキャンプや花火の打ち上げ等も実施する。	8/22
4	K-FESTA実行委員会	K-FESTA	「賑わいと音楽」をテーマに、音楽アーティストの出演と飲食ブースの出店による音楽フェスを開催する。	9/12
5	NPO法人播磨夢づくり	KAKOGAWA KLONDIKE DAYS(かこがわ クロンダイクデイズ)	カナダで毎年7月に開催されるお祭り“クロンダイクデイズ”にちなみ、多数の飲食ブース・フリーマーケット・ダンス発表会・バスケットボール試合からなるイベントを開催する。	9/19,20
6	かこがわ美食縁実行委員会	かこがわ美食縁	来場者の投票によりグランプリを決める食のイベントを開催する。また、同時に地元アーティストによる音楽ステージや子どもが遊べる場も提供する。	9/26
7	加古Re:Birth(かこ・りばーす)	加古川河川敷「しん」体験！アート・おんがく・ものづくりフェスティバル	地元の学生や地元出身プロミュージシャンによる野外ライブ、体験型のライブペインティング、ものづくり体験のワークショップ、飲食ブースの出店からなるイベントを開催する。	10/2,3
8	green walkers	加古川 RIVERSIDE FITNESS FESTA	屋外ヨガをはじめ、サップ、ノルディックウォーキング等の河川敷アクティビティイベントを実施する。また、同時に飲食ブースも出店する。	10/24
9	ロハスパーク実行委員会	ロハスパーク加古川	ハンドメイド雑貨の販売をメインに、パフォーマンスショーや地元学生による演奏会、体験型ブース等の様々な催しを実施する。	11/6,7 (5/22,23から延期)
10	KAKOGAWA MUSIC FES実行委員会	KAKOGAWA MUSIC FES	著名なプロミュージシャンやタレントを招き、市内外からの観客を動員するイベントを開催する。また、同時に飲食ブースの出店やフリーマーケットを開催する。	3/20
11	加古川スケートボード協会	スケートボード無料体験&気球搭乗体験	気球搭乗体験をメインに、スケートボードの無料体験もできるイベントを開催する。また、同時に飲食ブースも出店する。	未定 (5/22,23から延期)
12	株式会社ムサシ	加古川リバーツーリング事業	毎週末に実施するマルシェ形式のイベント(補助事業対象外)会場を発着場として、気候の良い時期に加古川を利用したカヌーツーリング体験を実施する。	未定

加古川河川敷利用者 アンケート調査

男 女

〔利用人数 人〕

ほんじつ かこがわかせんじき りようしんせい こ
本日は「加古川河川敷の利用申請」にお越しいただき、ありがとうございます。

い か ないよう ばんごう
以下の内容ではまる番号に○をつけてください。



Q.1 あなたの^{ねんれい}年齢^{おし}を教えてください。

1. 10～19才 2. 20～29才 3. 30～39才 4. 40～49才 5. 50～59才以上
6. 60才以上

Q.2 どちらにお住まいですか。

1. 加古川市 2. 高砂市 3. 播磨町 4. 稲美町 5. その他()
()

Q.3 河川敷をよく利用されますか？

1. ほぼ毎日 2. 回/週 3. 回/月 4. 回/年 5. ほとんど利用しない

Q.4 目的は何ですか。(複数回答可)

1. 野球・ソフト 2. サッカー 3. ランニング・散歩 4. BBQ 5. その他()

Q.5 今後、加古川河川敷で何をしたいと思いませんか。

1. 野球・ソフト 2. サッカー 3. ランニング・散歩 4. BBQ
5. その他()



Q.6 河川敷に賑わいを創るのに必要な施設などがありますか

1. 飲食 2. 物販 3. トイレ 4. こどもが遊べる遊具 5. 健康遊具
6. その他()

Q.7 その他、河川敷のご利用に関してご意見がありましたら、ご記入ください。

[]



～～ アンケートにご協力いただき、ありがとうございました～～

今後もマナーを守って加古川河川敷を使用させていただきますようお願いいたします。

※ 【抜粋】 かわまちづくり計画策定の手引き（第1版）

3 かわまちづくり計画の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針
 - (2) 支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)
 - (3) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通省に窓口を設ける。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第6「かわまちづくり計画」の作成等)

推進主体は河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成します。
計画を作成するにあたっての詳細なポイントは第2章を参照してください。

【計画に定める内容】

水辺とまちづくりに関する基本方針

主に、以下の点について整理してください。

- 都市計画や公園計画など市町村の地域計画の中での河川の位置づけ
- 沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
- 水辺の利活用に対する市町村や民間事業者としての考え方 等

支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)

主に、以下の点について整理してください。

- ソフト施策の実施範囲、概要
- ハード施策の整備範囲、整備内容(整備箇所、整備概要(施設、平面・横断図)、整備イメージ)、整備の必要性、有効性、整備の実現方策、推進体制、施設利用および維持・管理体制 等

その他、特筆すべき事項

様式以外の項目で、登録の必要性や有効性を示す事項を地域に応じて整理してください。

<様式 1 >

(番号)

令和〇年〇月〇日

(〇〇地方整備局長経由)
国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

市町村長等（若しくは）
〇〇地区かわまちづくり協議会 等

「かわまちづくり」計画の登録について（申請）

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第7の規定に基づき、申請いたします。

<様式2>

市町村及び河川の概要

1. 市町村等の概要	
①都道府県名	〇〇県
②市町村名	〇〇市
③人口	〇〇人(令和 年 月 日現在)
④面積	〇〇.〇km ²
⑤市の特色	〇〇
2. 市内の河川の概要	
① 主な河川(水系名、級、河川名、流域面積(全体、市町村内)、特色)	
② 河川と市町村や民間事業者との関わり	
③ これまで実施済みの関連施策(河川名、箇所、実施年度、特色)	
④ 市民や民間事業者による河川利活用状況	

<様式3>

水辺とまちづくりに関する基本方針

- ・都市計画や公園計画など市町村の地域計画の中での河川の位置づけ
- ・沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
- ・水辺の利活用に対する市町村や民間事業者としての考え方 等

<様式4>

ソフト施策の個別施策計画書

1. 河川名

〇〇川水系◇◇川

2. 施策の実施範囲

◇◇川 ◇◇地区

3. 施策概要

* 本計画における特例適用等のメニューを網羅的に記載

(参考) 位置図

支援整備内容の概要（ハード施策）

1. 河川名
〇〇川水系〇〇川
2. 整備範囲
〇〇川 〇〇地区
3. 整備内容
<ul style="list-style-type: none">・ 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備・ 観光拠点と河川を結ぶ地域連携機能を持つための施設整備・ 観光や歴史的背景を活かした舟運のための整備・ 河川や観光拠点として活かすための案内機能・休憩施設の整備・ 観光拠点となる河川の浄化対策の整備 等 <p>* 本計画における河川整備の主要メニューを総括的に記載 (それぞれの個別は様式5-2に記載)</p>
(参考) 位置図

<様式5-2>

ハード施策の個別整備計画書

1. 整備内容名（様式5-1の3に対応）
2. 整備概要
・ 整備箇所（位置図 1/25,000）

- ・整備概要（整備施設：1/2,000 平面図、横断図）

- ・ 整備のイメージ（パース絵）

3. 整備の必要性、有効性

4. 整備の実現方策

- ・ 関連事業の整備計画（対象河川沿川地域のまちづくりの中での位置づけ）
- ・ 整備工程（工程計画：河川事業、関連事業等）（年度、事業費）
 - * 整備する事業者が分かるように記載

5. 推進体制

- ・ 関係者の役割分担と実施体制

6. 有効利用および維持管理

- ・ 施設の利用に関する計画

-
- ・ 維持管理計画（基本方針、地域の関係者と河川管理者との役割分担）

7. 特徴

- ・ 地域、河川の特徴に応じて必要な事項
- ・ 状況写真

<様式6>

その他特筆すべき事項

Blank area for additional notes or remarks.

<様式7>

(番号)
令和〇年〇月〇日

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

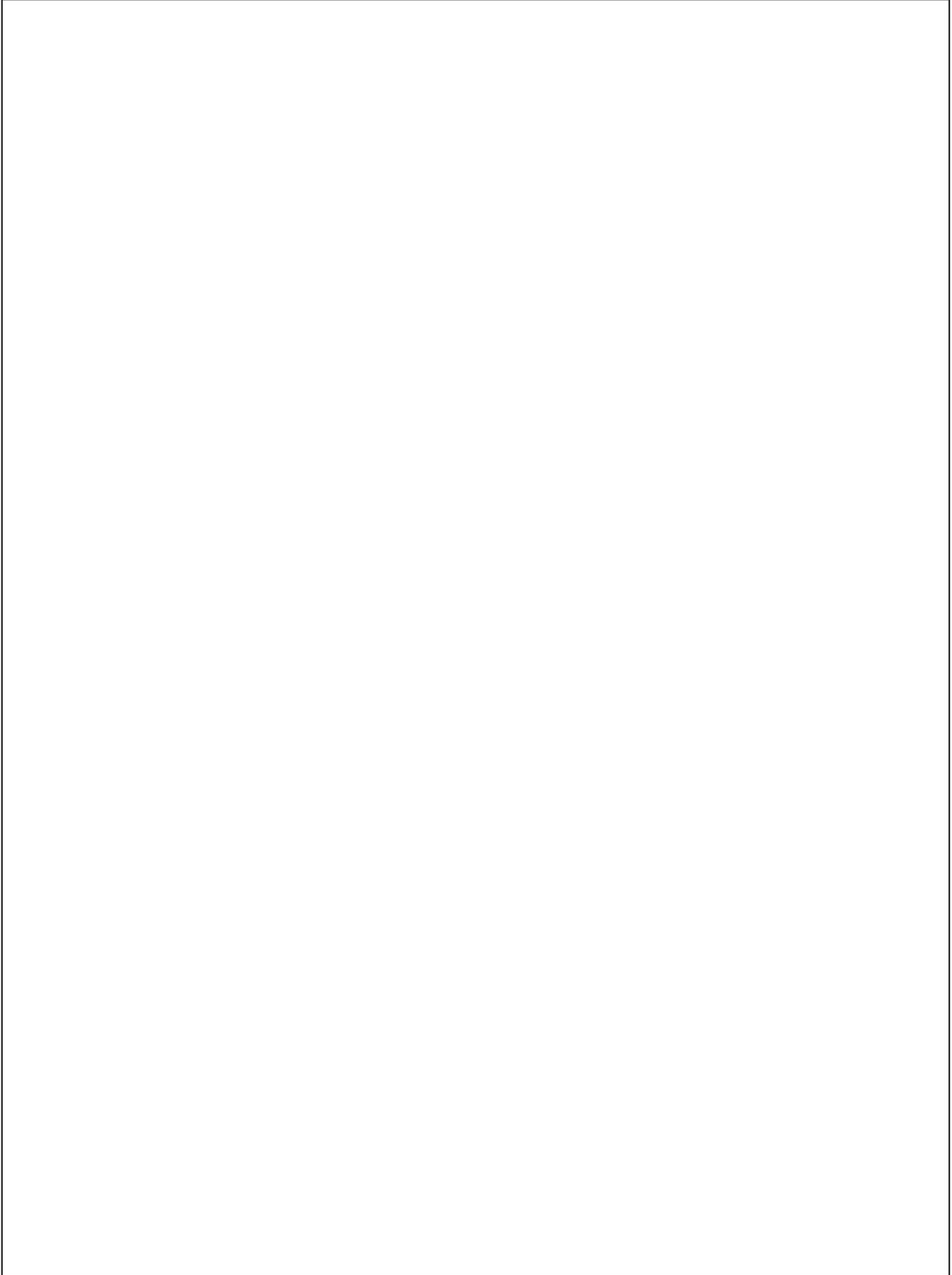
〇〇地方整備局長

「かわまちづくり」計画の登録について（上申）

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第7の規定に基づき、〇〇市（区町村）からの申請があったかわまちづくり計画を登録されたく上申します。

<参考1>

位置図、写真等



<参考2>

市町村内で実施された同種の河川整備事業

1. 河川名
2. 整備範囲
3. 整備概要
 - ・事業名
 - ・整備年度
 - ・整備事業費
 - ・まちや地域の関係者との関わり
4. 利活用及び維持管理
 - ・利活用状況（地域の関係者との役割分担を含む）
 - ・維持管理状況（地域の関係者との役割分担を含む）
5. 特徴
 - ・市町村や地域における当該事業に関して行った工夫
6. その他
 - ・現況写真
 - ・関連事業の整備状況（対象河川沿線地域のまちづくり）

* 市町村内でこれまで実施済みの河川整備モデル事業があれば記載

* 子どもの水辺、水辺の楽校プロジェクトがあれば記載

<参考2>

市町村内で実施された同種の河川整備事業

1. 河川名
〇〇川水系〇〇川
2. 整備範囲
〇〇川 〇〇地区
3. 整備内容
<ul style="list-style-type: none">・事業名・整備年度・整備事業費・まちや地域の関係者との関わり
4. 利活用及び維持管理
5. 特徴
<ul style="list-style-type: none">・市町村や地域における当該事業に関して行った工夫
6. その他
<ul style="list-style-type: none">・現況写真・関連事業の整備状況（対象河川沿川地域のまちづくり） <p>* 市町村内でこれまで実施済みの河川整備モデル事業があれば記載 * 子どもの水辺、水辺の楽校プロジェクトがあれば記載</p>

<参考3>

関連するまちづくりに関する計画の概要

1. 河川名
〇〇川水系〇〇川
2. 河川区域
〇〇川 〇〇地区
3. 河川概要
<ul style="list-style-type: none">・事業名・整備年度・整備事業費・まちや地域の関係者との関わり
4. 河川に関連する内容
5. 進捗状況
6. その他
<ul style="list-style-type: none">・位置図、写真 <p>計画内容ごとに1枚ずつ作成</p>

その他

「事業名」 (事業主体)

市町村名: 県 町

対象河川: 水系 川

1. 概要

2. 整備内容

位置図 図面 写真等の 整備内容 等

「大部・河合地区かわまちづくり」(兵庫県小野市)

別紙1

対象河川：1級河川 加古川水系加古川【国管理河川】

市町村名：兵庫県小野市

推進主体：大部・河合地区かわまちづくり協議会



1. 概要

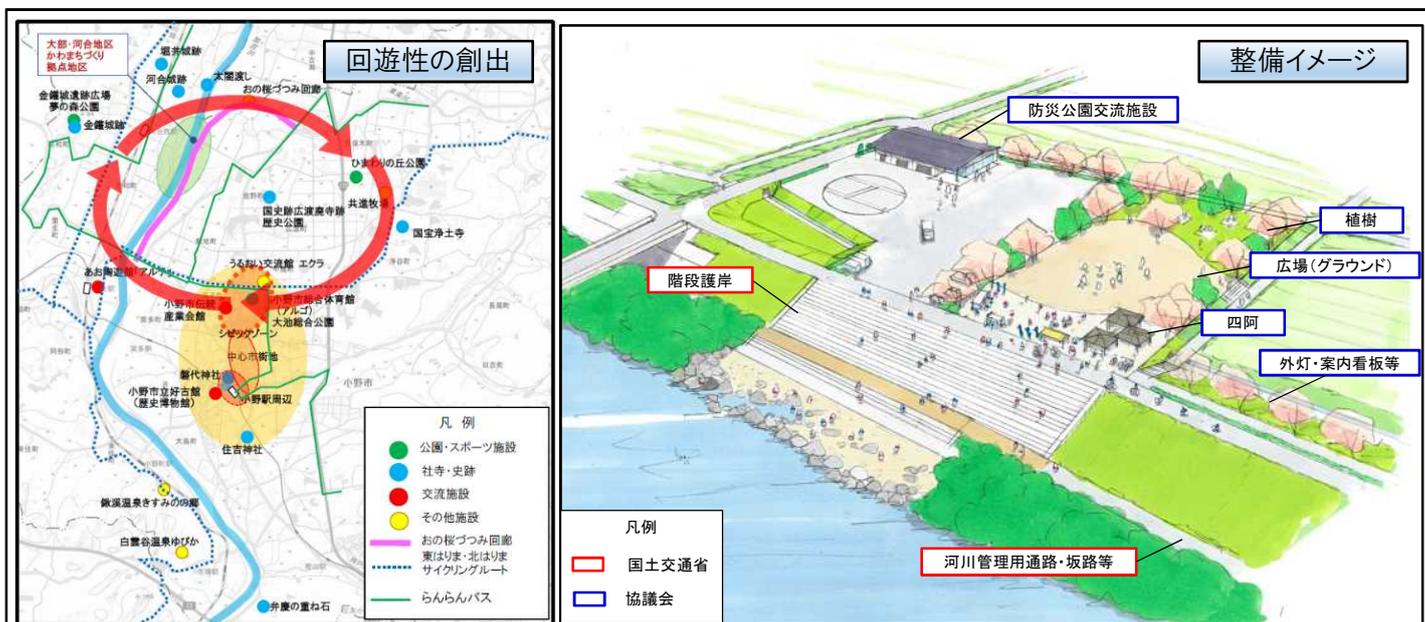
小野市は、「加古川」の恵を受けて農業や地場産業が発達し、舟運による流通経済が発展してきました。本地区では、西日本最大級の桜づつみ回廊が整備されており、毎年多くの観光客が訪れています。本計画では、小野市中心部からの回遊性向上を図るため、桜づつみ回廊とかわまちづくりを通じて、新たな賑わい拠点を創出することにより、周辺地域の歴史文化や良好な景観や自然環境を活かしながら、水辺の自然環境の保全と活用をめざした様々な取組を行い、多様な回遊ネットワークの形成を目指します。国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設を整備するほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川敷地占用許可準則22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省：階段護岸、河川管理用通路、坂路 等
協議会：街灯、植樹、案内看板設置、四阿、広場(グラウンド)、防災公園交流施設 等

3. ソフト施策の内容

小野市：らんらんバスの活用、防災体験学習、自然学習会の開催 等
協議会：サイクリングルートの設定、回遊マップ作成、マルシェ開催、バーベキュー等のアウトドアイベント 等



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

利活用イメージ



マルシェの開催



サイクルステーションの活用



防災体験学習等の開催